

ふくしま集団疎開裁判（仙台高裁平成25年4月24日決定）

2013. 5. 8 報告会弁護団資料

弁護士 光前 幸一

1 経過

	(申立人) 郡山市の小・中学生	(相手方) 郡山市
平成23年 3月11日	原発事故	
6月24日	本件仮処分申し立て（福島地裁郡山支部・申立人数・14名） ・子どもには安全（年被曝線量が1mSv（0.193μSv/h）以下）な環境で教育を受ける権利があり、郡山市にはそれに配慮する義務がある。 ・現状では、市内での教育を止め、他所で教育するしかない。 ・子どもの現在の教育環境を損なわない形態での教育は、子どもの集団避難（疎開）しかない。	
平成24年 12月16日	郡山支部・却下決定	
12月	仙台高裁へ抗告（抗告人数10名）	
平成25年 4月24日	仙台高裁・却下決定（適格当事者1名）	

2 仙台高裁の決定（郡山支部決定との比較）

	仙 台 高 裁	福島地裁・郡山支部
結 論	抗告人の人格権や、郡山市の安全配慮義務に基づいて教育活動を差し止めても健康の保持に効果はない。被曝を回避するには転居しかないが、転居に支障があるとは認められず、転居先で教育も受けられる。請求は認められない。	集団疎開を求める以上、生命身体に切迫した危険が存在する必要があるが、本件では認められない。
危 険 認 識	① 環境省や郡山市は、年間被曝線量が年1mSv以下（0.23μSv/h）の空間線量を目標に除染活動。 ② しかし、郡山市の現状は、上記基準を超えている。 ③ ただ、抗告人が通学する学校の空間線量は年1mSv以下（0.23μSv/h）を超えているものの、郡山市の平均値よりは低い。これは、除染の効果。	年間100mSv未満の放射線量を受けた場合における晩発性障害の発生確率について実証的な裏付けがないことや、平成23年4月19日付け文科省通知において年間20mS

	④ <u>その結果、抗告人は、強線量ではないが、低線量の放射線に間断なく晒されている。低線量の放射線に長期間、継続的に晒されることで、生命、身体、健康に被害の発生が危惧される。チェルノブイリ事故後に児童に発症したとされる健康被害に鑑みれば、福1原発付近一帯で生活居住する人々、とりわけ児童の生命・身体・自由に由々しい事態の進行が懸念される。</u> ⑤ 除染の効果は限定的であるから、放射線被曝の危険からは容易に解放されない状態にある。 ⑥ 抗告人らは、放射線の晩発性被害を問題としている。 ⑦ 郡山市は特に強線量の被曝にさらされているわけでもなく、避難区域等に指定されているわけでもなく、児童を含む多くの住民が生活しており、その生命、身体、健康に対し、中長期的には懸念が残るものの、現在、直ちに不可逆的な悪影響を及ぼすおそれがあるとまでは、証拠上認めがたい。	vが暫定的な安全目安とされていたことを踏まえると、申立人に過去の被曝量と併せて年間 1 mSv を超える被曝量が見込まれるとしても、切迫した危険性は認められない。
手段の合理性	郡山市の空間線量の現状からすれば、学校で生活する時間帯（8h/日）を除いた 16h/日を室内で過ごしたとしても、年間 1 mSv（0.193 μ Sv/h）以下の被曝量に抑えることはできないから、仮に抗告人の危険認識が正しいとしても、健康を守るための手段としての合理性を欠く（したがって、県外避難しかない）。	
他所での教育義務	① <u>郡山市内で教育活動が行われ、これを受けている児童がおり、教育活動を継続することが直ちに生徒の生命身体の安全を侵害する危険があるとの証拠はないから、市内で教育活動をすることは違法とは言えない。</u> ② 他所での教育は、他所の教育期間が行うのが原則であり、それで十分。郡山市が出しゃばる必要なし。 ③ 同窓ら友人らとの関係を重視したとしても、本件はあくまでも、個人の権利に基づく裁判だから、他人の動向を当然には斟酌できない。教育施設上の問題から全員を受け入れることはできない場合もあろうし、各人個別の対応を取ることもある。 ④ 抗告人が主張するような放射線被害を回避するには	郡山市約3万人の児童生徒全員が集団疎開を望んでいるとは限らない。本件申立は、実質的には、自己に対する権利侵害又はそのおそれを理由に、自己とは関係のない他の多数の児童生徒に対する関係でも、その意思とは無関係に、これらの者が現に享受している郡山市の教育活動の実施についても差止めを求めるものである。これを認めるための

	転居しかなく、転居して他で教育を受けることは誰も妨害していない。	要件は厳格に解する必要がある、申立人の生命身体に対する侵害による被害の危険が切迫していることが必要である。
避難	抗告人には、自主避難が困難な事情は無い。	自主避難の可能性が郡山市の責任を免除するものではないが、申立人は住民票を郡山市に残したまま転校する区域外通学により損害を避けることはできる。

3 評 価

1 両裁判所とも、現実の危険（直ちに発生する被害）は、証拠上「認定できない」としたが、晩発性被害については、全く異なる判断をした。

2 郡山支部は、「集団疎開を求めるには、晩発性被害についての厳格な証明が必要、だが証明がない、だから、申立人らの請求は認めない」という三段論法で、極めてシンプル。転居しなくても、区域外通学の手段もあるともアドバイス。

他方、仙台高裁は、この裁判が、晩発性被害を回避するための裁判であることを確認したうえで、晩発性被害について由々しき事態の発生を懸念し、この懸念を回避するには県外に出るしかないという。ところが、現実被害のおそれは証拠上認められないから郡山市が現状の教育を継続することに違法性はないと言い、市内での教育を差し止めただけでは抗告人が心配する晩発被害を回避できずないし、郡山市には市外に出てまで教育をする義務もないとして、請求を却下した。

この決定の帰結するところは、子どもたちが、①晩発性被害を危険と感じるなら、②自主避難して、そこで教育を受けるしかなく、③そのような避難策は誰も邪魔しておらず、実現可能だから、④裁判所は郡山市に疎開させる義務を命じることはない、というもの。

現実被害の証明がなければ郡山市が現在の教育を続けることは違法でなく、抗告人は、国や自治体の援助がなくても自主的判断で幸福追求の権利は実現できる状態にあるから（市民的自由の確認）、裁判所は何もしないというもの。

3 「裁判」とは、本来、回顧的（歴史的）事実に対する審判であり、展望的事実に対する政策を示すものではない。それは政治、行政の仕事。裁判所は、その分を弁えろ（司法の権抑性）という、ドグマと教えがある。

他方、現代型の「科学裁判」とは、回復不能（不可逆性）で、広範な、晩発被害の

発生への恐れのある事態に対し、裁判所はいかなる展望的判断、機能を果たせるかが問われるもの。旧来型裁判ドグマとの対決、調和を迫るもの。

郡山支部は、「晩発性被害の証拠なし」といって、対立局面を回避し、仙台高裁は現実被害の証明なしとして、科学裁判の本質をボカシ、被害回避手段の合理性や出しやばり不要論で、原告人らの請求の不合理性を肉付けした。

- 4 しかし、この高裁判決のボケぶりを、科学裁判に対する無知と捉えることにはやや抵抗を感じる。裁判官は、疎開という展望的な国家的政策決定の前に、司法の権抑性に従がいつつ、それでも、晩発性被害について警告を出すことは裁判官の良心と考え、批判を覚悟で、あえて、このような不明瞭な決定をしたと思いたい。

また、原告人の主張する被害回避方法が不合理と論じたのは、被害回避のアドバイスとその勇気づけ、すなわち、「現状では、県外に出るしかない、県外に出ても教育は十分受けることができる。集団疎開は実現できれば望ましいが、常に実現可能なものではない、だから、とりあえず、個人で自主避難しなさい。皆さんなら自主避難もできるでしょう。」という囁きと考えたい。

仙台高裁が、郡山支部決定と異なる良心を示すことができたのは、陸続した放射線被害についての専門家の実証的研究と意見表明、市民の現実を直視し、真実を探究し、子どもたちにとって最善の方策を求める声の結集だったことは間違いない。

- 5 そうであれば、仙台高裁決定は、わが国の司法と行政の現在の力関係を踏まえ、行政との対決を回避しながら、司法として晩発性被害に必死に警鐘を鳴らし、行政による疎開政策を促すための決定と捉えるのが現実的、政策的である。もちろん、この決定が、歴史的評価に耐えるものかは別問題であるが、裁判官のメッセージとしてはしっかりと受け止めたい。私たちは、司法を一つのパイプとして、子どもたちを放射能から守ろうとしている。仙台高裁決定は、福島第1の現在の冷却装置と同様、細く脆弱な一本パイプを通したにすぎないが、だからこそ、早急に補強、強化していかなければならないと考えている。

- 6 原発事故は、アベノミクスのもと、僅か2年で忘れられようとしている。日本人の「集団的・慢性的・責任健忘症」が、はや現れている。

私たちは、国会事故調の野村修也委員が報告書で述べた「もはや、国民は騙されない。今こそ、あらゆる場面で日本の病巣にメスを入れ、膿を出し切る必要がある。その覚悟を共有することが今回の教訓に違いない。そして、それこそが、今なお避難を続けられている被災者の方々に報いる唯一の方法ではなかろうか」(588頁)という言葉、今一度、脳味噌に塗りつける必要がある。